

【I. 令和4(2022)年度公募における主な変更点(公募要領より抜粋)】

(1) 公募スケジュールの変更

- ◆令和4(2022)年度公募より例年9月に公募が行われていた基盤研究等について公募スケジュールの早期化を行いました。
公募開始時期とともに、公募締切時期の早期化が行われていることに十分留意してください。

(参考) 例年9月に公募が行われていた研究種目等の令和4(2022)年度公募、内定時期(予定)

研究種目名	公募開始時期	公募締切時期	内定時期
特別推進研究	令和3年7月1日	令和3年9月6日	令和4年3月下旬
基盤研究(S)	令和3年7月1日	令和3年9月6日	令和4年5月上旬
基盤研究(A)	令和3年7月1日	令和3年9月6日	令和4年2月末
基盤研究(B、C)、若手研究、奨励研究	令和3年8月1日	令和3年10月6日	令和4年2月末
挑戦的研究	令和3年8月1日	令和3年10月6日	令和3年度内定時期(7月上旬)よりも早期
研究成果公開促進費	令和3年8月1日	令和3年10月6日	令和3年度内定時期(4月1日)よりも早期
帰国発展研究	令和3年7月1日	令和3年9月6日	令和4年2月中旬
学術変革領域研究(A)	令和3年8月下旬	令和3年10月中旬	令和4年6月下旬
学術変革領域研究(B)	令和3年8月下旬	令和3年10月中旬	令和4年5月下旬
新学術領域研究(研究領域提案型)(公募研究)	令和3年8月下旬	令和3年10月中旬	令和3年度内定時期(4月1日)よりも早期

※令和3年度学術変革領域研究(A)の内定時期は9月上旬、学術変革領域研究(B)の内定時期は8月下旬を予定しています。なお、学術変革領域研究(A)(公募研究)については、令和3年11月下旬を目途に公募を開始する予定です。

※帰国発展研究については、令和3年度公募になります。

- ◆重複制限が適用される研究種目のうち公募時期が異なるものがありますので、「重複制限一覧表」を十分確認してください。重複制限が適用される場合には、既に電子申請システム上で提出(送信)済の課題を取り下げたとしても、もう一方の研究種目に新たに応募することはできません。

例1: 基盤研究(A)に研究代表者として応募した後に、基盤研究(B)に研究代表者として応募することはできません(基盤研究(A)の応募を取り下げた場合も同様)。

例2: 挑戦的研究(開拓)に研究代表者として応募した後に、学術変革領域研究(A)(計画研究)に研究代表者として応募することはできません(挑戦的研究(開拓)を取り下げた場合も同様)。

※重複制限に係る詳細は公募要領 p.23-34 をご確認ください。

(2) 研究計画調書様式の見直し

- ◆基盤研究（B・C）及び若手研究の研究計画調書の様式について「1 研究目的、研究方法など」及び「2 本研究の着想に至った経緯など」の見直しを実施しました。詳細は『別冊「令和4(2022)年度科学研究費助成事業一科研費一公募要領(基盤研究(B・C)、挑戦的研究(開拓・萌芽)、若手研究)(応募書類の様式・記入要領)」』を御覧ください。

(補足)

研究計画調書の見直しについて(公募要領 p.35 より抜粋)

研究計画調書については、審査システム改革の中で、平成30(2018)年度公募(平成29(2017)年9月)から「連携研究者」の業績の記載を不可とするなどの見直しを図るとともに、平成30(2018)年4月からは、研究組織の見直しとして「連携研究者」を廃止しました。あわせて、平成31(2019)年度公募(平成30(2018)年9月)からは、研究業績欄における業績等の記載方法を見直し、次のとおり研究計画調書の変更等を行いましたので、研究計画調書の作成に当たっては、公募要領別冊「応募書類の様式・記入要領」を十分確認してください。

・研究計画調書における「研究代表者及び研究分担者の研究業績」欄について、評定要素に合わせ、「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄に変更する。

(3) 挑戦的研究(萌芽)の審査方式の見直し

- ◆挑戦的研究(萌芽)の審査方式を見直し、「2段階書面審査」で行うこととしました。

※詳細は公募要領 p.18 をご確認ください。

(4) 研究インテグリティについて

- ◆「研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定)等を踏まえ、研究活動の透明性の確保のため、必要な対応を実施しています。

(主な対応)

- ・研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄に国内の競争的研究費のみならず、国外も含めた研究資金を記載することを明確にしています。
- ・研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄に記載した研究課題を応募
- ・受入れるに当たっての所属組織・役職を記載することとしています。
- ・研究計画調書は、応募者が関与する全ての研究活動の状況を所属研究機関と適切に共有するとともに、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)に基づき規制されている技術の取扱いを予定している場合には、当該法律や所属研究機関の規程等を踏まえ、その対処方法等を十分に確認した上で提出することとしています。

なお、研究計画調書に事実と異なる記載をした場合には、研究課題の不採択、採択取消し、又は減額配分をすることがあります。

※詳細は公募要領 p.4,52-53 をご確認ください。

(4) 審査への協力について

- ◆ 一部の研究者に審査負担が偏ることがないように、研究者全体で科研費の審査を支えていくためには、審査委員を引き受けることが研究者の責務であり、学術研究を支えるためにも重要であることを明記しました。

※詳細は公募要領 p.44 をご確認ください。